

特集 ふるさと納税で 三豊を元気にしよう!



ま〜がれっと通信

三豊市を マーガレットでいっぱいしよう

今回は、詫間町のマーガレット農家を訪問しました。こちらのハウスでは、11月中旬から12月上旬の出荷に向け、マーガレットの苗1,300本を育成しています。育てる上で最も気を付けていることを聞くと、「花の成長度合いを見ながら適切な量の水を与えること。多すぎても少なすぎてもダメ。水やりが一番気を使います」と答えてくれました。もちろん、虫や病気の被害を受けないよう、細心の注意を払っているそうです。

愛情込めて大切に育てられる市の花マーガレット。大きく育てきれいな花を咲かせてほしいですね。



三豊市の人口 ※平成27年9月1日現在 ()内は前月比

世帯数 23,349 世帯(+8) 総人口 65,538 人(-63) 男 31,199 人(-28) 女 34,339 人(-35) ※香川県人口移動調査による

広報 **みとよ** 平成27年 **10**月号 目次 *contents*

- 3 特集 ふるさと納税で三豊を元気にしよう!
- 8 **M's Information** みとよくらしのおしらせ①
市民対話集会 / 行政相談 / 市役所エレベーター工事 / オリジナル年賀はがき限定販売 / マイナンバー制度に関する税務署からのお知らせ / 粟島AIR 2015 成果発表会 / 平成28年度幼稚園入園児・保育所入所児募集 / 高齢者インフルエンザ予防接種 / 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ / 三豊健康大学Wとびあ講座参加者募集 / がん検診・健康診査
- 14 **みとよHOT** ほっとNEWS(ホットニュース)
- 16 **M's Information** みとよくらしのおしらせ②
国民年金 / 市営墓地の使用者募集 / 市営住宅の入居者募集 / 三豊市男女共同参画講演会 / 三豊市社会福祉大会 / 文化祭 / みとよマルシェ de みやげもん / 商工まつり・みとよマーケット / みとよの秋まつり2015 / 提案型補助金を公募 / 水処理課からのお知らせ
- 21 **M's** 深読みひろば
少年育成センター / まちづくり推進隊
- 22 10月のお知らせ
募集 / 相談 / 講座・教室 / イベント / 納税のお知らせ / マリンウェーブ情報 / 国際交流協会
- 25 保健・相談
- 26 **ここ笑み通信** ~子育てするなら三豊が一番!~
絵本 de 親子コミュニケーション / 図書館フェスタ / 里親制度 / M's Smile ふおとぎやらしい / 乳幼児健診 / 子育て講演会 など
- 28 みとよ写真帳 / 編集後記

表紙

今月の市民力



「おはなし会やコンサートを通じて、子どもたちの創造力を育む活動が、ひいては地域の元気につながるとの思いで取り組んでいます」

平成13年9月、子どもと子どもの本を取り巻く環境が少しでもよくなるようにとの思いで、図書館ボランティア「げんきのき」が発足しました。現在の会員は8人で、高瀬町に拠点を置いて活動しています。定期的に高瀬町図書館でおはなし会や工作教室をするほか、依頼を受けて市内外の保育所や幼稚園、小学校での出前おはなし会も行っています。

「幼児から小学校高学年、大人までが対象で、季節やテーマに沿ったプログラムを用意しています」

保育所での出前おはなし会は、多くの園児に見てもらえるよう大型絵本やパネルシアターを使用したり、音楽に合わせて全身を使ったリズム遊びを取り入れるなど、楽しい工夫が満載です。

香川用水記念公園(財田町)

ふるさと納税が より身近になりました

ふるさと納税って何？

多くの人が地方のふるさとで生まれ、そこで教育や医療などのサービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に都会へと生活の場を移すと、そこで納税することになります。

その結果、都会の自治体は税収を得ますが、生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

今は、都会に住んでいるけれど、自分を育んでくれたふるさとに、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか――。

そんな問題提起から始まり、多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

納税という言葉がつ



いていますが、税金を納めるのではなく、実際には都道府県や市区町村に対する寄附です。

選べる使い道

市では、皆さんからいただいた寄附金を「ふるさと三豊応援基金」に積み立て、翌年度に次の6つの事業に活用しています。

- ① 教育、子育て支援等
- ② 自然環境保全
- ③ 父母のための福祉
- ④ スポーツ・文化振興
- ⑤ にぎわい創出
- ⑥ ふるさと応援事業（その他市が必要と認める事業）

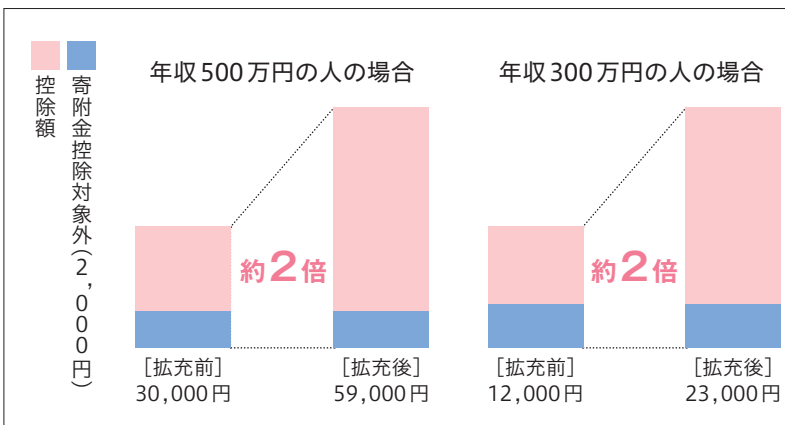


税制改正で控除額が拡充

平成27年度の税制改正で、ふるさと納税に適用される「住民税特例控除額」が従来の1割から2割に拡充されました。これにより、控除の限度額である「ふるさと納税枠」も約2倍になりました。

「税制改正によるふるさと納税枠の比較（ケース別具体例）」

※扶養家族が配偶者のみの給与所得者の場合



三豊市のふるさと納税も リニューアル

ふるさと納税するなら三豊へ

これまでは、3万円以上寄附した市外の人を対象に、お礼の品をお贈りしていましたが、9月からは、1万円以上の寄附をしていただいた人全てが特典の対象となりました。

県内初となるポイント制を導入

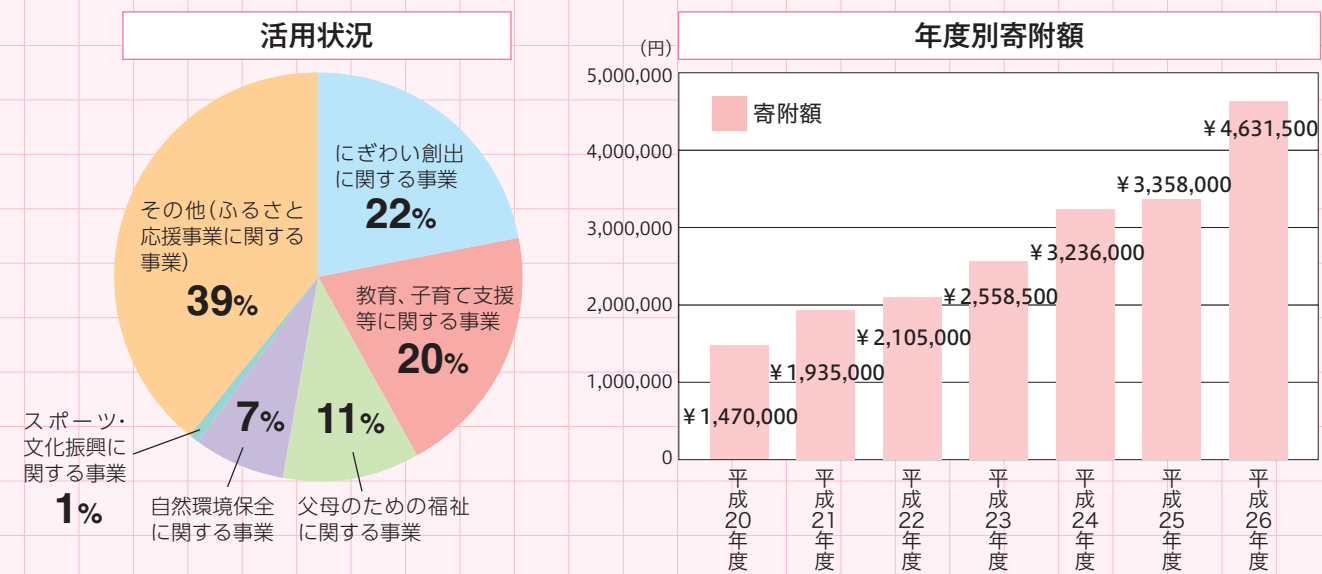
寄附金額に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは特典商品と交換できるようになりました。1万円で30ポイント、1万5千円で45ポイント、3万円では90ポイント貯まります。貯まったポイントで、市内37の事業者が提供する165商品（9月1日現在）の中から好きな商品を選ぶことができます。

ポイントの有効期限は1年間で、1年を経過した場合は、ポイントに応じて所定の商品をお贈りします。また、1年以内に再度寄附をした場合は、その時点からポイントの期限が1年間延長されます。

三豊市への寄附総額は1,900万円

平成20年度に始まったふるさと納税制度。その寄附額は年々増加傾向にあり、これまでの総額は1,900万円を超えました。これらの寄附金は、寄附者が希望する事業に活用しています。

活用事業で最も多いのは、「にぎわい創出に関する事業」で、次いで「教育、子育て支援に関する事業」、「父母のための福祉に関する事業」となっています。



寄附手続きは「ふるさとチョイス」が便利

寄附金の払い込みは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からクレジット決済をこ

利用できます。詳しくは市ホームページのふるさと納税ページ、または検索サイトからふるさとチョイス 三豊市

で検索してください。※会員登録をしなくてもご利用できます。



ふるさとチョイスの画面イメージ

魅力的な 特典商品がいっぱい！

ふるさと納税をした人には、後日、商品のカタログと申し込みはがきをお送りします。

商品は三豊市の海の幸、山の幸、伝統工芸品のほか、カヤック体験など盛りだくさん！欲しい商品と必要事項を記入してポストに入れるだけ。インターネットからも申し込みできます。





ミス・インターナショナル・クイーン・
オブ・コーヒー2015グランプリ
内田有理さん(山本町出身)

故郷を離れていても、地域に貢献ができて、そのうえ、三豊の懐かしい味を楽しむこともできる。素晴らしい制度だと思います。インターネットから手軽にできるのもいいですね。ぜひ利用してみたいです。

ふるさと納税について 聞いてみました

そのほかこんな声も

・市民がこの制度を利用するときは、特典商品を自分で楽しむのもいいけど、離れて住んでいる子どもに送ってあげると喜んでくれると思いますね。
(仁尾町・男性)

・三豊の産業振興にもつながったらいいですね。三豊を離れた友人にも勧めたいです。
(詫間町・女性)

・三豊にはまだまだ魅力ある商品がいっぱい。もっと商品が増えるとうれしいですね。
(高瀬町・男性)

ポイント制で使いやすくなり、また、三豊の食や文化を体験する商品もあります。この制度を利用して、三豊に旅行してみようという機運が高まってくることを期待しています。



みとよ100年観光会議
会長 真鍋貴臣さん



海の上から見る夕日は最高

市では、今年4月に行われたふるさと納税制度の改正を地域経済の活性化を図る絶好の機会と捉え、県内初となるポイント制の導入や、特典商品に豊かな自然が育んだ海の幸や山の幸、そして歴史ある伝統工芸品を加えるなど、三豊ならではの商品の充実に力を入れています。さらに、うどん打ち体験付宿泊プランや、シーカヤックなどで三豊の美しい自然を満喫する体験型のプランも新しく取り入れられました。

この制度を利用して、三豊市の魅力を都会に、さらには全国に向けて発信したいです。

産業政策課で
ふるさと納税を担当している
千代さんに聞きました

ふるさと納税に期待すること



ふるさと納税で魅力を発信したいと語る千代さん

市では、今年4月に行われたふるさと納税制度の改正を地域経済の活性化を図る絶好の機会と捉え、県内初となるポイント制の導入や、特典商品に豊かな自然が育んだ海の幸や山の幸、そして歴史ある伝統工芸品を加えるなど、三豊ならではの商品の充実に力を入れています。さらに、うどん打ち体験付宿泊プランや、シーカヤックなどで三豊の美しい自然を満喫する体験型のプランも新しく取り入れられました。

この制度を利用して、三豊市の魅力を都会に、さらには全国に向けて発信したいです。

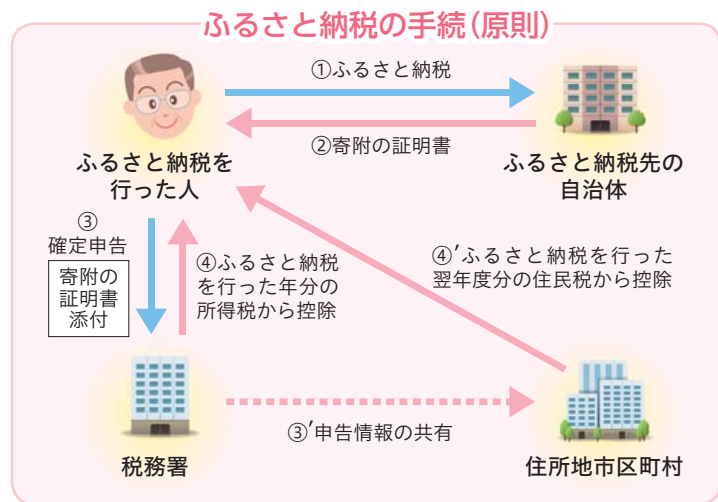
▼ふるさと納税についての
お問い合わせは
JTBふるさと納税コールセンター
☎0570(666)532
月～金の午前10時から午後5時まで
(祝日・年末年始・お盆を除く)

控除の手続きはどうするの？

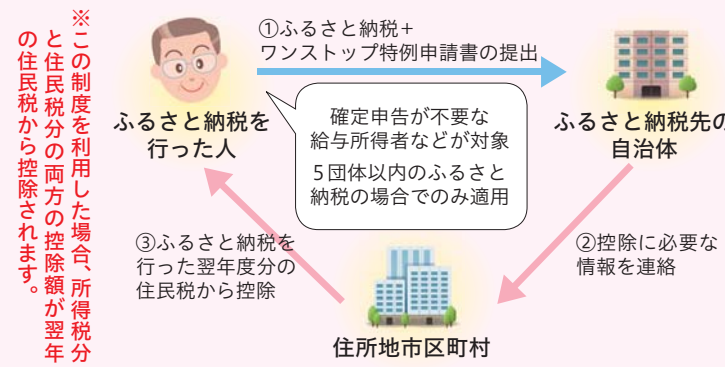
寄附金控除の申告

寄附金控除を受けるためには、原則として寄附をした翌年の3月15日までに、住所地などの所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。確定申告には、自分が寄附をした自治体の発行する「寄附の証明書」が必要です。

確定申告により、所得税と住民税の控除額がそれぞれ決まります。



ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合



所得税分はその年の所得税から控除(還付)され、住民税分は翌年度の住民税から控除(減額)されます。

ワンストップ特例制度も創設

確定申告が不要な年金・給与所得者などについて、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税

全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

ふるさと納税を行う本人の 給与収入	ふるさと納税を行う人の家族構成		
	独身または 共働き※1	夫婦※2	夫婦+子1人 (高校生※3)
300万円	31,000円	23,000円	15,000円
350万円	38,000円	30,000円	22,000円
400万円	46,000円	38,000円	30,000円
450万円	58,000円	46,000円	38,000円
500万円	67,000円	59,000円	46,000円

※1「共働き」はふるさと納税を行う本人が配偶者(特別)控除を受けていないケース(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)を指します。

※2「夫婦」はふるさと納税を行う人の配偶者に収入がないケース(ふるさと納税を行う本人が配偶者控除を受けている場合)を指します。

※3「高校生」は16歳から18歳の扶養親族を指します。

中学生以下の子どもは、控除額に影響がないため、計算に入れる必要はありません。

掲載している表はあくまでも目安です。計算方法については税務課(☎73・3006)までお問い合わせください。

ふるさと納税を行う自治体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。(平成27年4月1日以降適用)

全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

※掲載している表は、制度改正により平成27年から拡充された控除額上限が反映されています。平成26年までの目安とは異なります。

※掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除など、他の控除を受けていない給与所得のみの人の場合です。年金収入のみの人や事業者、住宅ローン控除や医療費控除など、他の控除を受けている給与所得者の控除上限は表とは異なりますのでご注意ください。